



## 注意事項

- 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス・介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、速やかに厚真町へ提出してください。
- 2 居宅サービス・介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず厚真町に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用をいったん全額自己負担していただくことがあります。
- 3 居宅サービス・介護予防サービス計画を自己作成する場合は、事業所名の欄に「自己作成」と記入の上、サービス利用票と併せて提出してください。
- 4 自己作成の届出をされている方で、給付管理の変更(サービス提供事業者の変更、サービスを受ける回数の変更等)をするときは、必ず厚真町に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用をいったん全額自己負担していただくことがあります。